

吹田市特別職報酬等審議会会議録

(令和元年度 第1回)

- 1 日 時 令和元年(2019年)6月18日(火)
午後1時30分から午後3時まで
- 2 場 所 吹田市役所 中層棟4階 第3委員会室
- 3 出席者
(1)委員
北村 亘 委員(会長)、足立 泰美 委員(会長職務代理者)、
川西 克幸 委員、大枝 正人 委員、金戸 省三 委員、
立田 宏 委員、池口 誠 委員、坂田 俊之 委員
※欠席者：大川 伸郎 委員、上西 通氏 委員、西村 元秀 委員

(2)事務局
小西 総務部長、岡田 人事室長、伊藤 人事室参事、
山谷 人事室主幹、松山 人事室主査、長崎 人事室主任
- 4 会議内容
(1) 委員の紹介
(2) 会長、会長職務代理者の選任
(3) 諮問
(4) 市長挨拶
(5) 傍聴及び議事録の取り扱いについて
(6) 資料の説明
(7) 審議
(8) その他
- 5 議事(会議要旨) 別紙のとおり
- 6 傍聴者 3名

議事（会議要旨）

【開会】

- 1 委員の紹介
- 2 会長、会長職務代理者の選任
委員の互選により北村委員を会長に選任
北村会長の指名により足立委員を会長職務代理者に選任
- 3 諮問
後藤市長から北村会長へ諮問書を手交

－市長退室－

4 諮問理由の説明（事務局）

本市特別職の給料等の額については、これまでの吹田市特別職報酬等審議会における議論や答申において、職務と責任の度合い及び社会的地位、一般職の職員の給与改定の状況、他の地方公共団体の特別職の給料等の額との均衡、社会経済情勢の変化などを考慮しながら、適切に改定すべきものとの考え方が示されている。

本市では前回の特別職報酬等審議会を開催してから6年以上が経過しており、この間、本市市議会においても、特別職報酬等審議会の開催や適正な給与水準についての意見が出されてきた。

本年3月22日付けで、当時の市議会議長から市長に対し、議員報酬、期末手当等に関して、特別職報酬等審議会を開催し検討いただくよう、依頼があったことから、今回の諮問については、市議会から依頼があった「今任期中における議員報酬及び期末手当について」、「人事院勧告に基づく一般職の取扱いに準じた、市長等特別職の期末手当の支給月数の取扱いと議員の期末手当の支給月数の改定の取扱いについて」を基本としつつ、これらの依頼内容と直接関連のある「市長等特別職の給料、地域手当、期末手当の取扱いに関する事項」を加えて、本審議会での調査審議を依頼するものである。

5 傍聴及び議事録の取り扱いについての説明（事務局）

傍聴については、「吹田市特別職報酬等審議会傍聴に関する取扱いについて」に記載のとおりとし、傍聴人数は7人とすること、議事録の取扱いについては、発言された委員名はアルファベット表示で、発言内容の要旨を記載し、本市ホームページ等で公開することを説明。

－傍聴者入室－

6 審議

(会長) それでは議事を進めていきたいと思えます。次第の7ですが、市長より諮問のありました「特別職の給料及び議員の報酬等について」の議論を始める前に、本日は、このような審議がはじめての委員の方もおられると存じますので、まず、事務局からお手元の資料に基づき、市長等特別職及び議員の給与制度の概要説明を受けたいと存じます。

その後、委員の皆様から説明についてのご質問や、審議を進めるうえで本日の資料では不足する資料等がございましたらお伺いし、次の審議会までに事務局に作成を依頼した上で、次回から具体的な審議に入っていこうと存じますがよろしいでしょうか。

また、事務局からの資料説明の前に、本日、急遽、他の業務が入ってしまい、おそらく、事務局の資料説明の途中になると思うのですが、退席させていただかなければなりません。誠に申し訳ありませんが、退席以降の議事の進行については、足立職務代理者をお願いしますので、どうかよろしくお願い申し上げます。 ー各委員了承ー

ではお手元の資料について、事務局より説明をお願いします。

ー資料に基づき説明ー

(会長職務代理者) 会長が退席されましたので、ここからは私が議事の進行をさせていただきます。

ただいま事務局より、資料の説明がありました。何か委員の皆様からのご質問はありませんでしょうか。

(A委員) 5ページの「本市一般行政職の平均給料月額の変遷」ですが、平成6年を100とした指数で、平成30年が88.6になっていますが、こういった理由で下がってきているのでしょうか。

(事務局) 資料の6ページ「人事院勧告の実施状況」にありますとおり、平成14年にマイナスの改定がされており、その後もマイナス改定が続いたことや、平成23年の給与構造改革が影響して下がっているものと考えております。

(A委員) この数字を踏まえて、平成6年から特別職の報酬等が改定されていないというのは違和感があるのですがどうでしょうか。

(事務局) 特別職の報酬等については、審議会に諮ったうえで、改正することとされており、一般職の給与改定をそのまま特別職の報酬等に適用することはできないものと考えております。

(B委員) 質問ではなく要望ですが、資料説明の中で、自治省の通知とか、国の特別職の報酬の考え方、また、これまでの審議会の経過や答申についての話があったが、その内容がわからないので、今までどういった考え方があったのかということをお教えいただきたい。その辺りの資料をお示しいただきたいのですがどうでしょうか。

(会長職務代理者) 6年前に検討された内容等もあるかと思えますので、その辺りも含めて資料のご提供をお願いします。

(事務局) 次回に提供させていただきます。

(C委員) 今回の任期中の報酬について諮問するとのことでしたが、今年度の報酬についても考慮するのでしょうか。今回の諮問の適用時期はいつ頃を考えていますか。

(事務局) 答申をいただき、報酬等の改正が必要な場合にあっては、速やかに市議会に条例改正案をあげさせていただきたいと考えております。

(C委員) 平成 32 年度から中核市移行を目指されているので、参考資料でも中核市の資料が多いですが、中核市になることを前提で議論していった方が良いでしょうか。

(事務局) 中核市移行に関しましては、2月に吹田市議会で議決をいただきまして、6月に大阪府議会で議決をいただいております。今後は国の方で閣議決定いただくことになるのですが、これまでの例でいきますと、それぞれの議会で議決いただいたものは国の方でもご同意いただいておりますので、来年の4月1日からは中核市になるという想定でご審議をいただきたいと思っております。答申につきまして、直ちに改正が必要であれば対応させていただきますし、中核市になる上で4月以降はこの給与が適正ということであれば、施行は来年4月以降にさせていただくというような対応をしていきたいと思っております。

(C委員) 14 ページの地域手当について質問ですが、吹田市の 12%というのは、低いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) 地域手当の支給率は、人事院が基準を定めており、最高が東京都特別区の 20%となっております。ほとんどの自治体がこの基準どおりの支給率とされているのが現状でございます。

(C委員) わかりました。東京が 20%なら吹田市の 12%も妥当なように思います。

(A委員) 地域手当は、特別職だけで、一般職には支給されないのでしょうか。

(事務局) どちらかと申しますと一般職に支給される手当でございますが、特別職においても一般職に準じて支給している市が多いという状況でございます。

(会長職務代理者) 地域手当については、給与以外にも生活保護費等の支給においても、やはり地域によって物価の格差がございますので、ある程度考慮されているものでございます。また、冒頭にA委員がご質問いただいた5ページの本市一般行政職の平均給料月額の変遷ですが、これは一般行政職の状況であくまで参考なのですが、消費者物価指数の推移と比べて考えた場合、物価指数は全国であっても近畿大都市圏であっても、ここ近年は上昇しているにもかかわらず、給料の額は逆に低下している事実があります。そういったものはひとつ参考としていただけたらと思っております。

私の方から事務局に資料の提供のお願いがあります。今回いただいたパンフレットの資料で中核市になったら保健衛生や福祉など各部門で業務量が増えるというのはわかりました。しかし、同じ中核市といえども人口規模に割と差がみられます。20万人ぐらいの規模から本市のように37万人を超え、更に人口が増加するような傾向の市もあります。16ページ、17ページには、財政力指数・職員数・人口などのデータが記載されています。財政の分野では、このようなデータを基に市長の報酬が妥当なのかといった分析をすることがあります。例えば、市長の報酬はこの金額ですけど、財政状況・職員数・住民の

数等をインプットとし、アウトプット、その報酬の額が妥当なのか、同じような人口規模の数値と同じぐらいであれば妥当ではないか、差が生じたら検討の余地があるのではないかという一つの判断となるのではないのでしょうか。ですので、同規模の人口の市の実際の報酬額、その市の財政力指数や職員数等がわかる資料があれば審議を進めていく上でヒントになるのではないかと思います。ご用意できる範囲内で結構ですので、まとめていただいたものをご提供いただけますでしょうか。

(事務局) おっしゃっていただいた内容をまとめた資料を提供させていただきます。

(D委員) 職員数と人件費の推移は資料にありますでしょうか。

(事務局) 今回の資料にはございません。次回に用意させていただきます。

(会長職務代理者) 何年分ぐらい必要でしょうか。

(D委員) 5年分はいただきたいです。市長が交代されたら方針等も変わっているのではないかと思いますので、可能であれば10年分をお願いしたいです。

(A委員) 3ページの特別職の給料の改定経過についてですが、昭和57年から平成6年まで段階的に改定されていますが、改定の理由がわかるような資料があれば提供いただきたいのですがいかがでしょうか。

(事務局) 過去の資料がどこまで残っているかということがありますが、可能な範囲で改定の理由がわかる資料を提供させていただきます。

(E委員) 8ページの「府内各市における特別職の給料の状況」という資料ですが、市長等の給料が減額されている市がいくつかあります。これは、市長の公約なのか財政的な事なのかといった、減額理由がわかる資料はありますかでしょうか。

(事務局) 本日お示ししている資料には理由までの記載はありませんが、他市に照会する際には確認しておりますので、市長を中心にどういった理由で減額しているかの資料を次回に提供させていただきます。

(F委員) 過去何回かの特別職報酬等審議会の答申結果と、最終的には市議会で決めるものですので、その後市議会でその答申が履行されたのかといった経過を教えてくださいたら参考になるかと思います。

(会長職務代理者) その他、何かございますか。

少し補足になりますが、先ほどD委員からご質問がありました、職員数と人件費の件ですが、16ページの資料をご覧くださいでしょうか。表中の普通会計決算状況の経常収支比率ですが、この経常収支比率とは、分母が自由に使える一般財源で、分子がどうしても発生してしまうもの、例えば給料とか借金の返済等になります。この値が小さければ小さいほど後程自由に使えるお金が残っている、95%なら5%分は残っているということになります。ですので、値が小さいほど経営状況が良いと判断されます。吹田市は普通会計職員数が2,390人です。職員数と経常収支比率を比較して考えた場合、今後移行されるとしている中核市でみると、かなり良い状況にあると思います。言いかえますと、予想ですが職員の給料も我慢してやっていただいている中で、職員数もある程度確保していただいているのではないかと思います。この辺りも参考にさせていただきながら、次回提供いただく予定の資料もご参考にさせていただけたらと思います。

他に質問等、何かございますか。

(事務局) 後日でも必要な資料等があれば事務局にご連絡いただきましたら、可能な限り次回までに準備させていただきますのでよろしくお願いします。

(会長職務代理者) それでは、本日、各委員からの依頼があった資料について次回開催までにご準備をお願いします。

では、次第の8、その他ですが、事務局から連絡事項があるとのことですので、事務局からお願いします。

－事務局から開催スケジュール等連絡－

(会長職務代理者) 事務局から、審議会のスケジュール等について説明がありましたが、何か質問やご意見はありますか。

－特になし－

(会長職務代理者) それでは、次回、開催日については、後日事務局より、案内があると思いますが、いずれにしましても、次回の審議会より、市長から諮問を受けました事項について、本格的に審議に入りたいと考えております。まずは、市長等特別職の給与等に関して審議し、その後、議員の報酬等に関して審議してまいりたいと存じますがよろしいでしょうか。

では、皆様、次回もよろしくお願いします。本日は、ありがとうございました。

【閉会】